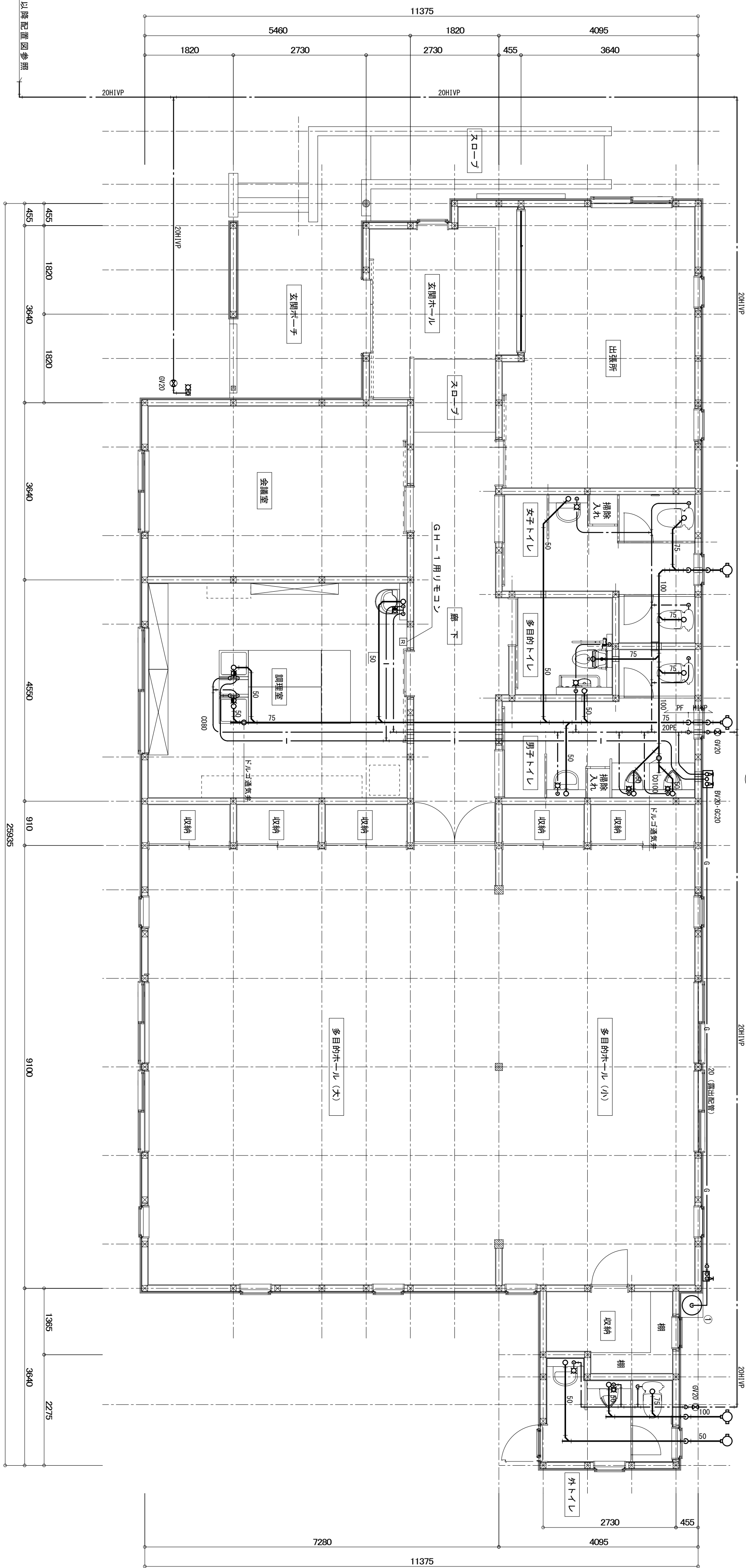
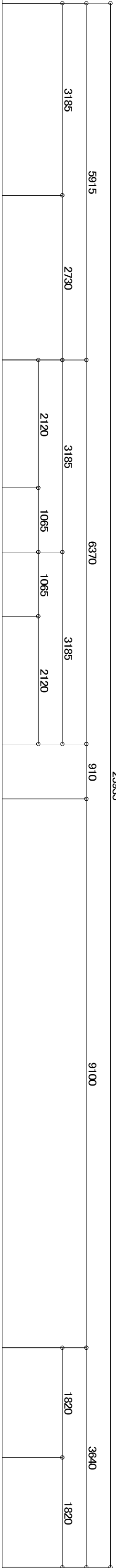


給排水衛生・空気調和換気設備工事特記仕様書

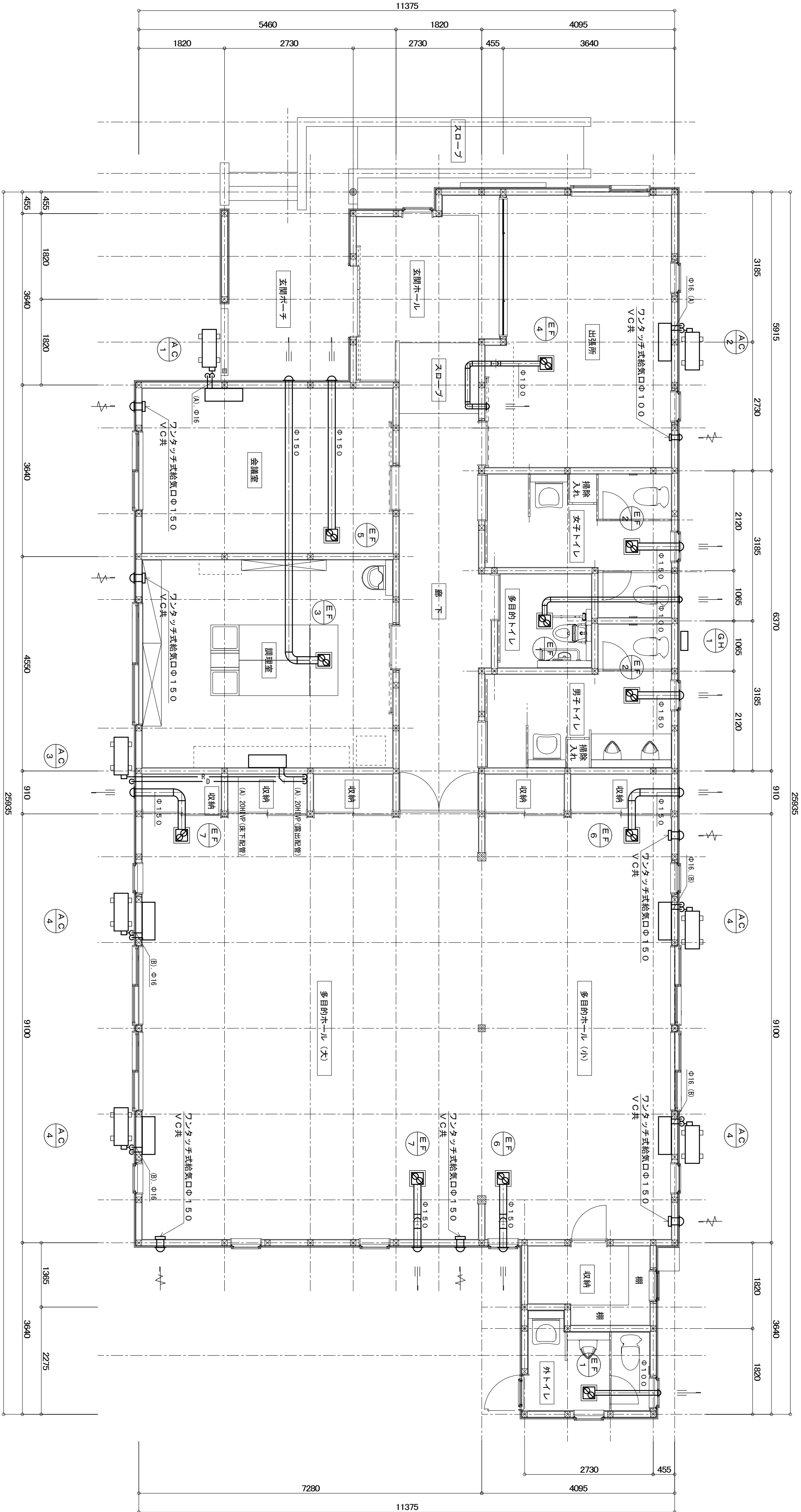
【工事概要】					【工事区分】					【保温・防露仕様】					【塗装仕様】					仕 様				
工事名称					富浜公民館建設工事					区分					施工箇所 <td colspan="5">仕 様</td>					仕 様				
工事場所					山梨県大月市富浜町島沢 1979-1					給水管					屋内露出(居室・廊下)					目止め1回・OP2回				
建物概要					敷地面積 741.32 m2 建築面積 244.06 m2 延床面積 ***** m2					消火管					機械室・倉庫 ※1					保温外装(綿布) 露出 目止め1回・OP2回				
建築構造					木造 1 階建					天井内・パイプシャフト ※1					保温内装(亜鉛鉄板) 露出 目止め2回・OP2回									
【工事項目】										床下・暗渠内(ピット内) ※1パイプスルー断熱					管類 銅管及び継手 露出 目止め2回・OP2回									
										屋外露出(厨房多湿箇所)					風道類 亜鉛鉄板 露出 目止め1回									
A. 給排水衛生設備工事					B. 空気調和換気設備工事					給湯管					屋内露出(居室・廊下) a.(イ).Ⅱ					制気口類内面 露出 OP2回				
1. 衛生器具設備工事					1. 空気調和設備工事					機械室・倉庫					天井内・パイプシャフト b.(イ).Ⅱ					その他 支持金物及び梁台類 露出 目止め2回・OP2回				
2. 給水設備工事					1. 換気設備工事					天井内・パイプシャフト c.(イ).Ⅱ														
3. 給湯設備工事					a. 施工者は工事工程並びに納まり等に関して各業者と密接に連絡し調整する。					床下・暗渠内(ピット内) d.(イ).Ⅱ														
4. 排水通気設備工事										屋外露出(厨房多湿箇所) e3.(イ).Ⅱ					【防露仕様】									
5. ガス設備工事(ガスメーター以降本工事)										排水管					屋内露出(居室・廊下) a.(イ).Ⅰ					区分				
										機械室・倉庫					天井内・パイプシャフト b.(イ).Ⅰ					施工箇所				
										天井内・パイプシャフト c.(イ).Ⅰ					共通					機器及び部材 箇所				
										屋外露出(厨房多湿箇所) e3.(イ).Ⅰ					共用 銅管類					埋設				
										風道類					支持金物					露出				
										風道類					天井内・パイプシャフト ※1					仕 様				
【設計図書優先順位】																								
1. 現場説明事項及び質疑応答書					2. 特記仕様書					3. 設計図					4. 共通仕様書					5. 見積書				
										No					項 目					建 造 衛 生 調 気 備 考				
【特記仕様・事項】										1					PS及び天井・床点検口の製作取付									
1. 特記仕様書及び設計図に記載なき事項は指示ある場合を除き下記共通仕様書及び標準図その他関係法令による。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">2</td> <td colspan="5">排水槽等のコンクリート躯体及び内部防水工事・タラップ・メンテナンスホルの設置</td> <td colspan="5"></td>										2					排水槽等のコンクリート躯体及び内部防水工事・タラップ・メンテナンスホルの設置									
a. 国土交通省営繕部監修 機械設備工事共通仕様書及び電気設備工事共通仕様書(最新版) <td colspan="5"></td> <td colspan="5">3</td> <td colspan="5">建物内の排水槽・配管ピット及び各種蓋製作取付</td> <td colspan="5"></td>										3					建物内の排水槽・配管ピット及び各種蓋製作取付									
b. 国土交通省営繕部監修 機械設備工事標準図及び電気設備工事標準図(最新版) <td colspan="5"></td> <td colspan="5">4</td> <td colspan="5">建物外壁に取付く給排気ガラの製作取付</td> <td colspan="5"></td>										4					建物外壁に取付く給排気ガラの製作取付									
c. 国土交通省営繕部監修 機械設備工事施工管理指針及び電気設備工事施工管理指針(最新版) <td colspan="5"></td> <td colspan="5">5</td> <td colspan="5">各室トナリガラの製作取付</td> <td colspan="5"></td>										5					各室トナリガラの製作取付									
d. 機械設備に関する法令・規則・諸条例 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">6</td> <td colspan="5">弁及びダンパの点検用扉の設置</td> <td colspan="5"></td>										6					弁及びダンパの点検用扉の設置									
2. 製造会社及び施工会社の指定を有するものは指定内より選択する。但しやむをえない事情により指定以外を使用する場合は理由を明記した上変更願を提出し管理者の承諾を受ける。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">7</td> <td colspan="5">吹出口・吸込口・カセット型空調機等取付のための枠組みと補強及び切込み</td> <td colspan="5"></td>										7					吹出口・吸込口・カセット型空調機等取付のための枠組みと補強及び切込み									
										8					鉄筋コンクリート躯体貫通部分(設備工事用)の補強									
										9					同上スリーブ及び箱入れ穴埋め補修									
3. 指定の無いものについては事前に見本・材質・性能・施工要領等について必要書類を提出し管理者の承諾を受ける。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">10</td> <td colspan="5">鉄筋部分のスリーブ及び補修</td> <td colspan="5"></td>										10					鉄筋部分のスリーブ及び補修									
										11					機器基礎工事									
										12					厨房器具の製作取付					トラップ類・金物含む				
4. 本工事に使用する材料はJIS規格に合格した製品とし規格制定のない物については性能表・証明書を提出し管理者の承諾を受ける。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">13</td> <td colspan="5">同上給排水管・ガス管接続・フート取付・ダクト接続</td> <td colspan="5"></td>										13					同上給排水管・ガス管接続・フート取付・ダクト接続									
										14					既設流し台・調理台・ガス台・吊戸棚・フート等					トラップ類・金物含む				
										15					同上給排水管・ガス管接続工事					○				
5. 特記仕様書及び共通仕様書に記載されていない工法は製造会社の仕様による。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">16</td> <td colspan="5">ルーフトレイン及び雨水立管</td> <td colspan="5">GL+100まで GL+100より</td>										16					ルーフトレイン及び雨水立管					GL+100まで GL+100より				
										17					雨水埋設横引き管									
6. 検 査 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">18</td> <td colspan="5">壁・天井・床等のパイプ貫通並びにボックス等の取付のための穴あけ・切込み・穴埋め補修</td> <td colspan="5">○ ○ ○ ○ ○</td>										18					壁・天井・床等のパイプ貫通並びにボックス等の取付のための穴あけ・切込み・穴埋め補修					○ ○ ○ ○ ○				
a. 共通仕様書に記載する検査及び立会い項目については施工者が行い結果を管理者に報告する。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">19</td> <td colspan="5">同上補強</td> <td colspan="5">○</td>										19					同上補強					○				
										20					換気扇取付用枠及びガラリ					○				
b. 関係諸官庁・事業会社の立会い検査を要するものは管理者と打合せの上検査日を決め検査を受け結果を管理者に報告する。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">21</td> <td colspan="5">換気扇の取付</td> <td colspan="5">○</td>										21					換気扇の取付					○				
c. 施工後検査困難な場所は随時施工者が検査を行い写真・記録を管理者に提出する。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">22</td> <td colspan="5">ユニットバス・ユニットシャワーの設置</td> <td colspan="5"></td>										22					ユニットバス・ユニットシャワーの設置									
										23					同上配管接続・ダクト接続・電源接続供給									
d. 竣工検査は管理者の指示する日に下検査を受け指摘事項の抜目直し取工事等をすべて完了して上受けなければならない。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">24</td> <td colspan="5">空調機取外用ベリカウフター</td> <td colspan="5"></td>										24					空調機取外用ベリカウフター									
尚、工事完了に当って下記書類を提出する。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">25</td> <td colspan="5">同上用制気口類</td> <td colspan="5"></td>										25					同上用制気口類									
1. 竣工図					2. 引渡書・受取書					3. 備品目録					4. 諸官庁許可書類					5. 工事中的重要書類				
6. 建物維持管理注意事項及び取扱説明書					7. 各工事に定められた工事保証書																			
e. 申請手続き及び検査に要する費用は施工者の負担とする。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">28</td> <td colspan="5">換気扇類の操作配線・スイッチボックスの取付</td> <td colspan="5">○</td>										28					換気扇類の操作配線・スイッチボックスの取付					○				
										29					湯沸器等の操作配線・リモコンスイッチの取付					○				
										30					1次配配線工事					○				
7. 質疑及び条件の変更										31					2次配配線工事					○ ○ ○ ○ ○				
a. 設計図書に関する質疑は工事着工前に質疑応答書をもって確かめておかねばならない。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">32</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5"></td>										32														
尚、工事中に生じた質疑は管理者と協議の上決定する。 <td colspan="5"></td> <td colspan="5">33</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5"></td>										33														

ガス設備工事（別途工事）

記号	名 称・仕 様
①	ＬＰガスボンベ 50kg、転倒防止チェーン付
	容器台、ツツク、ガスバーク
	マイコンメーターS型（ガスツツク共）



注：記入なき給水・給湯・ガス管サイズはすべて20Aとする。



冷暖管サイズリスト			
N.º	液 管	ガス管	連絡配線
(A)	φ 6.4	φ9.5	WF 1.6 3C
(B)	φ 6.4	φ12.7	WF 1.6 3C